

政令第 号

道路運送車両法の一部を改正する法律の一部の施行期日を定める政令

内閣は、道路運送車両法の一部を改正する法律（令和元年法律第十四号）附則第一条第五号及び第六号の規定に基づき、この政令を制定する。

道路運送車両法の一部を改正する法律附則第一条第五号に掲げる規定の施行期日は令和四年五月二十三日とし、同条第六号に掲げる規定の施行期日は令和五年一月一日とする。

理由

道路運送車両法の一部を改正する法律の一部の施行期日を定める必要があるからである。